

【案】

厚岸町パートナーシップ 宣誓制度運用の手引き

目次

1	パートナーシップ宣誓制度について	-----	P 1
2	宣誓することができる方について	-----	P 1～2
3	宣誓に必要な書類について	-----	P 3～4
4	宣誓の手続について	-----	P 5～9
5	受領証等の再交付について	-----	P 10
6	受領証等の変更について	-----	P 10
7	受領書等の返還について	-----	P 10
8	自治体間の連携について	-----	P 11～12
9	利用可能な行政サービスについて	-----	P 13
10	よくある質問について	-----	P 14～18

推進する施策に関連するSDGsの17のゴール（目標）



1 パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され自分らしく活躍し、全ての人が人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、性的マイノリティの方やそのご家族が抱える困難を解消するためのものです。

この制度では、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いに人生のパートナーとして 日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係にあることを町長に宣誓し、町からはお二人に対して証明書（パートナーシップ宣誓書受領証等）を交付します。

また、この制度を利用することで、法律上の婚姻のように相続や税の控除などの法律的な効力が生じるものではありませんが、お二人のパートナーとしての宣誓の意思を町が尊重し、公の制度とすることにより、多様な性に対する町民の理解が促進され、社会的な偏見や差別が解消され、性的マイノリティの方も含めた誰もが、安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

※性的マイノリティ

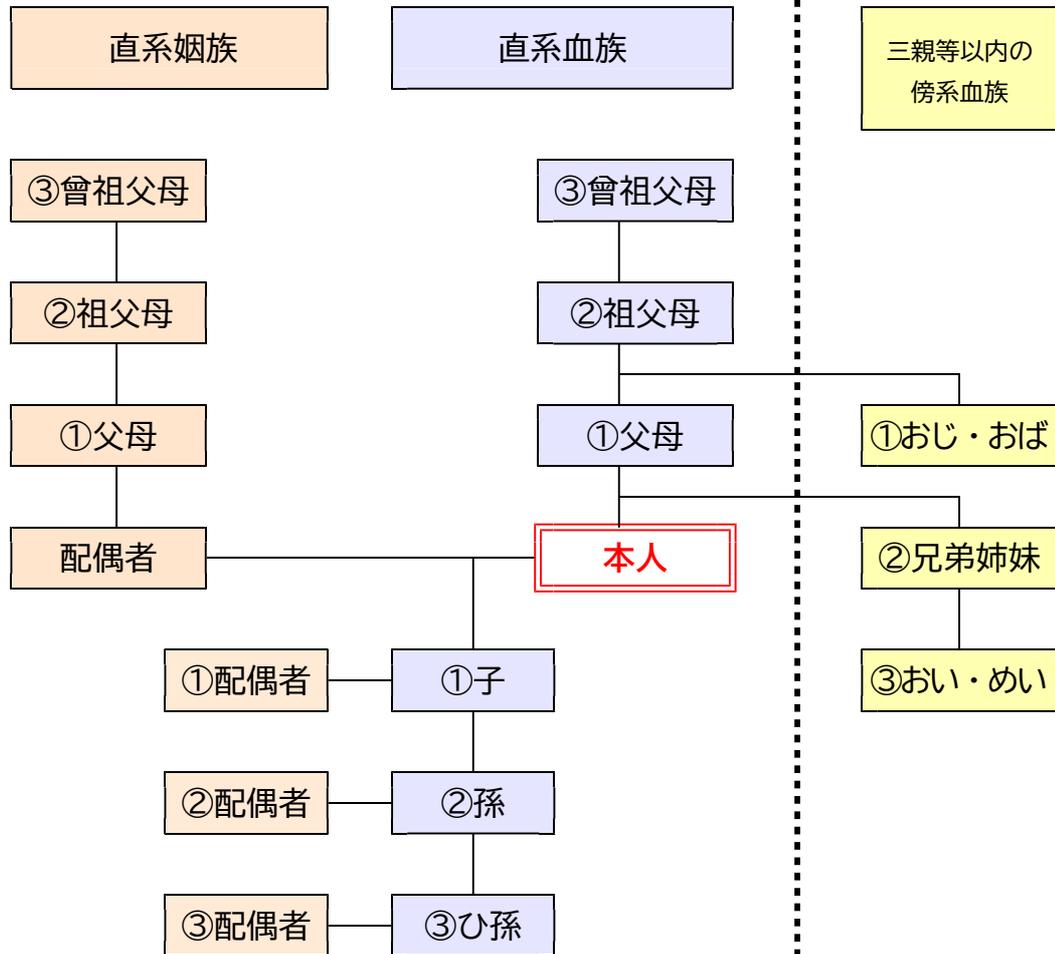
性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる方「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。

2 宣誓することができる方について

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人で、次の項目の全てに該当している必要があります。

- (1) 双方が民法に規定する成年18歳以上に達していること。
- (2) 一方または双方が厚岸町に住民登録をしている、または転入予定であること。
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が宣誓する相手以外の人とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない近親者でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていたことにより近親者となった場合を除きます。

図式／宣誓ができない関係（近親者の範囲（主な三親等以内の親族図））



※上記の○内の数字は親等を示す。

3 宣誓に必要な書類について

宣誓に当たっては、宣誓者それぞれについて、次の書類の提出・提示が必要です。
なお、交付手数料は自己負担となります。

(1) 現住所を確認できる書類の提出

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行されたもの）
- ・個人番号（マイナンバー）の表示がないもの

【要件】

マイナンバーの表示があるものは受け取ることができません。お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通を提出してください。
なお、厚岸町外にお住いの方も提出が必要です。

【転入予定の方】

上記の(1)に記載する書類に加えて、厚岸町に転入予定であることと、転入予定日を確認できる書類（3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。

（書類の例）

- ・転出証明書、不動産賃貸借契約書の写し、不動産売買契約書の写しなど

(2) 配偶者（事実婚を含む。）がいないことを確認できる書類の提出

- ・戸籍個人事項証明書（抄本）または独身証明書（いずれも本籍地のある自治体で取得することができます。）
- ・外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えたもの
- ・住民票（続柄に「未届の夫」または「未届の妻」の記載の有無で確認することができます。）

【要件：3箇月以内に発行されたもので、お一人1通ずつ提出してください。】

(3) 本人確認書類の提示

お二人それぞれに提示していただきます。

【いずれか1点の提示でよいもの（顔写真付きのもの）】

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・その他官公署で発行した本人の顔写真付の免許証、許可証もしくは資格証明書

【2点以上の提示が必要なもの（顔写真のないもの）】

- ・資格確認書
- ・年金手帳、証書
- ・介護保険被保険者証など、氏名、生年月日、住所の記載のある公的機関が発行した書類

(4) 必要に応じて提出が必要な書類

【お子さんの氏名等の記載を希望する場合】

宣誓者と同居している未成年（18歳未満）のお子さんの氏名のパートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カードへの記載を希望される場合

- ・戸籍全部事項証明（謄本）、その他子と宣誓者の関係を確認できる書類
- ・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の表示がないもの）など同居の事実が確認できる書類

【要件：3箇月以内に発行されたもの】

【通称名による宣誓を希望する場合】

性別の違和などの理由で、通称名の使用を希望する場合

- ・日常生活で通称名を使用していることが客観的に確認できる書類2点以上

（書類の例）

- ・社員証や学生証などの身分証明書、病院の診察券、通帳、郵便物など

4 宣誓の手続について

(1) 宣誓日等の事前予約

宣誓を希望する日の5営業日前までに、事前予約を行ってください。

電話、ファクシミリ、電子メール、役場窓口のいずれかの方法で、宣誓する日時等を予約してください。(予約状況により、ご希望に添えない場合があります。)

なお、宣誓できる日時は、月曜日から金曜日まで(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日ならびに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の間で、事前予約がない場合には対応できませんので、ご注意ください。

【予約先】

- ・担当部署：町民課窓口サービス係(役場庁舎1階)
 - ・住所：厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
 - ・電話：0153-52-3131(代表電話(担当：町民課窓口サービス係))
 - ・ファクシミリ：0153-52-3138
 - ・電子メールアドレス：choumin@akkeshi-town.jp
- ※電話の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

【予約の際に必要な内容】

- ・宣誓を希望する日時と場所
- ・宣誓するお二人の氏名と住所

※未成年の子の氏名の記載や通称名での宣誓を希望する方は、その旨もお知らせください。

- ・代表者の方の日中の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※電子メールでご予約いただいた方については、後日、町民課窓口サービス係から宣誓の日時と場所を連絡します。

(2) 宣誓する日の手続

①予約した日時に必要書類等を持参(3~4ページを参照)の上、必ず宣誓するお二人で揃って厚岸町役場町民課窓口サービス係(厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地/役場庁舎1階)へお越しください。

②町職員が必要書類等の内容を確認します。

※書類に不備や不足がある場合は、追加の提出を求めることや、宣誓書の受領をお断りすることがあります。

③町職員が立ち合いの下、パートナーシップ宣誓書にお二人がそれぞれ自筆で署名していただきます。

なお、宣誓書等に自ら記入することができない場合は、第三者が代筆することもできますが、第三者が代筆する場合には、当該第三者の本人確認書類の提示が必要となります。

【厚岸町に転入予定の方】

『転入予定者受付票』を交付します。厚岸町に転入後14日以内に『転入届』と『住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行されたもの）』をご提出ください。

なお、必要書類の提出後、『パートナーシップ宣誓書受領証』1通、『パートナーシップ宣誓書受領証カード』2枚および『パートナーシップ宣誓書の写し』1部（以下これらを「受領証等」といいます。）を交付します。

※提出に当たっては、あらかじめ町民課窓口サービス係へ日時を連絡してください。
※転入予定者受付票の有効期限については、転入予定日の翌日から起算して14日後の年月日を記載します。

(3) 受領証等の交付

宣誓に関する書類を審査した後、書類の不備等がない場合は、宣誓者に受領証等を交付します。

【パートナーシップ宣誓書受領証カード（2枚交付）】

(表面)

第 号	
	厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証カード
厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
様 (年 月 日生)	様 (年 月 日生)
年 月 日	宣誓年月日 年 月 日
	厚岸町長 印

(裏面)

【この宣誓書受領証カードの提示を受けた方へ】

このカードは、互いの人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを厚岸町長に対し宣誓したお二人に交付しています。

法律上の効果が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けたときは、この趣旨を十分に御理解いただくことと、個人情報の取扱いには十分な御配慮をいただくようお願いします。

【特記事項】 戸籍上の氏名（通称等を使用の場合）、子の氏名

【問合せ先】 厚岸町役場 課 係

(電話0153-52-3131)

【パートナーシップ宣誓書受領証（1通交付）】

別記様式第2号（第7条関係）

（表面）

第 号

厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証

様 様
（ 年 月 日生） （ 年 月 日生）

宣誓日 年 月 日

厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

厚岸町長

印

(裏面)

<注意事項>

- 1 この宣誓書受領証は、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に基づきお取り扱いください。
- 2 次に記載する事項に該当するときは、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の双方が町内に住所を有しなくなったとき（要綱第14条に規定する加入自治体に転出した場合を除く。）。
 - (4) 受領証等の返還を希望するとき。
 - (5) 上記のほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 厚岸町で受領証等の交付を受けたお二人が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入する自治体に転出するときは、当該転入自治体にパートナーシップ制度に係る継続申告書を提出することにより、新たな受領証等が交付されます。
- 4 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けた場合や受領証等を不正に使用した場合は、宣誓を無効とすることがあります。その場合は、直ちに受領証等を返還してください。

<特記事項>（戸籍上の氏名（通称等を使用の場合）、子の氏名等、再交付年月日等）

5 受領証等の再交付について

受領証等を紛失、毀損、汚損した場合に受領証等の再交付を希望する場合は、「厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に必要事項を記入して、交付済の受領証等と一緒に提出してください。（紛失の場合を除く。）

6 受領証等の変更について

改姓、改名、住所変更など、宣誓書に記載した内容や受領証等の記載事項に変更が生じたときには、「厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等変更届」に必要事項を記入して、交付済の受領証等と一緒に提出してください。（紛失の場合を除く。）

7 受領証等の返還について

次のいずれかに該当するときは、「厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」に必要事項を記入し、受領証等と一緒に提出してください。

- ・パートナーシップを解消したとき。（※1）
- ・一方が亡くなられたとき。
- ・どちらも厚岸町に住所を有しなくなったとき。（※2）
- ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

※虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けた場合や受領証等を不正に使用した場合は、宣誓を無効として、町が返還を求めることがあります。

（※1） パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方からの届け出があったときは、再度本人確認の上、確認させていただきます。

（※2） パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体に転出し、『厚岸町パートナーシップ制度に係る継続申請書』を提出する場合を除きます。

8 自治体間の連携について

本町では、本制度の導入に合わせて、大阪府、京都府および兵庫県内の自治体で構成する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入するため、ネットワーク加入自治体間の宣誓者の転出に伴う手続を簡素化することができます。

(1) 宣誓者が継続申告

宣誓者が転入地自治体に書類を添えて、お二人の関係の継続を申告します。この際、それぞれの地方公共団体で定める方法（来庁、郵送、オンライン等）で手続することになります。

なお、宣誓者から提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、転入地自治体で適正に管理および保管されます。

【提出書類】

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書（各地方公共団体で名称が異なります。）
- ・転出地自治体で交付された受領証等（二人分）
- ・住所の異動を証する書類（二人分）
- ・転入地自治体が定める本人確認書類（個人番号カード、パスポート、運転免許証等）

※転出地自治体で交付した受領証等を転入地自治体への手続に係る必要書類とすることで、現に婚姻をしていないことを証明する書類の提出を省略することができます。

(2) 転入地自治体が宣誓者に受領証等を交付

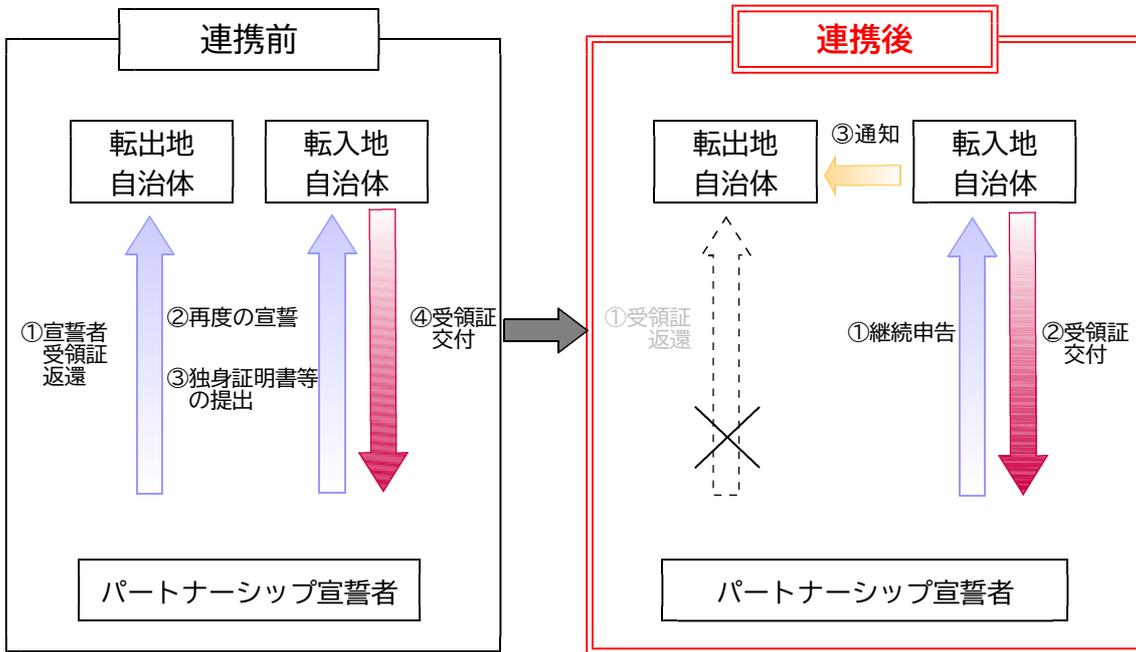
転入地自治体は、継続申告に関する書類を審査した後、書類の不備等がない場合は、新たな受領証等を交付します。

(3) 転入地自治体が転出地自治体に継続申告を受け付けた通知

継続申告を受けた転入地自治体では、宣誓者の同意に基づき、転出地自治体に対し当該申告があった旨を通知します。

なお、宣誓者が転出地自治体への通知に同意しない場合は、本連携の対象とならないことから、転入地自治体の定めにより、新規の宣誓として対応することになります。

【ネットワークに加入した際の手続のイメージ】



9 利用可能な行政サービスについて

町では、パートナーシップ宣誓制度の導入に当たり、本町でパートナーシップ宣誓制度を利用する方が受けることができる行政サービスの拡充を図ることを目的として、上位法で規制がされていない町独自の施策のうち、配偶者、夫婦その他これらに類する要件を定める町の事務事業等に係る行政サービスの対象にパートナーシップの宣誓をした者を加えて、行政サービスの拡充を図ります。

(1) 結婚新生活支援補助金の交付（総合政策課政策調整係）

婚姻による夫婦と同様に新生活における住居費、引越費用およびリフォーム費用の助成を受けることができます。

(2) 犯罪被害者等支援制度に伴う見舞金の支給（町民課自治振興係）

配偶者と同様に見舞金の支給を受けることができます。

(3) 災害見舞金の支給（保健福祉課地域支援係）

配偶者と同様に見舞金の支給を受けることができます。ただし、法令に適用される部分を除きます。

(4) 長寿祝金の支給（保健福祉課地域支援係）

配偶者と同様に長寿祝金の支給を受けることができます。

(5) 厚岸町元気いきいき高齢者応援事業に伴う商品券等の交付（保健福祉課地域支援係）

配偶者と同様に商品券等の交付を受けることができます。

(6) ハローベビー教室への参加（保健福祉課健康推進係）

配偶者と同様に育児に関する事業などに参加することができます。

(7) 母子健康手帳の交付（保健福祉課健康推進係）

妊娠の届出、母子健康手帳の交付を代理で手続することができます。

(8) 新規就農者の誘致に伴う奨励金等の交付（水産農政課農政係）

配偶者と同様に奨励金等の交付を受けることができます。

(9) 町営住宅への入居（建設課管理維持係）

配偶者と同様に入居申込み、同居申請をすることができます。

(10) 新築住宅への助成金の交付（建設課建築係）

配偶者と同様に助成金の加算要件の対象にすることができます。

10 よくある質問について

No.	Q & A
1	<p>なぜ厚岸町で導入するのですか。</p>
	<p>現在、様々なことで困っている性的マイノリティの方が暮らしやすいように、性のあり方にかかわらず町民一人ひとりの人権や、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すためです。</p> <p>制度の導入に合わせ、町民の皆さん、学校、事業所などへの周知のほか、理解促進に努めていきます。</p>
2	<p>パートナーシップ制度と法律上の婚姻は何が違いますか。</p>
	<p>法律上の婚姻は、法律に基づき、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が発生しますが、厚岸町パートナーシップ宣誓制度は、町の内部的事項を規定する「訓令」に基づいて行われるもので、婚姻と同様に住民に権利や義務を規制するものではありません。</p> <p>また、本町では、当事者の皆さんにとって、生活の利便性の向上や安心感につながる実効性のある制度となるよう、行政サービスの拡充に努めていきます。</p> <p>さらには、パートナーシップ宣誓制度に応じて一部の民間事業者では、携帯電話会社の家族割や銀行の住宅に関するペアローン、生命保険の受取人などのサービスが提供されています。</p>
3	<p>厚岸町に住んでいなくても宣誓をすることができますか。</p>
	<p>厚岸町に住んでいなくても、2人のうちどちらか1人が、厚岸町に住んでいるか、または厚岸町に転入予定であれば宣誓することができます。ただし、厚岸町に転入後、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の提出が必要となります。</p>
4	<p>郵便や電子メールで宣誓書を提出することができますか。</p>
	<p>郵便や電子メールで宣誓書を提出することは認めていません。</p> <p>宣誓の手続は、町の職員が立会いの下、お二人の意思を確認の上、行います。</p>

No.	Q & A
5	同性同士のカップルしか宣誓できませんか。
	宣誓は、同性同士に限定することなく、一方または双方が性的マイノリティの方であれば、戸籍上の性別を問わず宣誓できます。
6	事実婚関係の場合もパートナーシップの宣誓できますか。
	本制度は、法律婚が認められていないことで、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度のため、性的マイノリティではない事実婚の方は対象としておりません。
7	普通養子縁組をしていますか、宣誓できますか。
	宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係や、パートナーシップを築く目的で養子縁組をする場合は、宣誓することができます。
8	子どもの氏名を受領証等に記載できますか。
	宣誓者の一方または双方と同居し、生計を同じくしている未成年の実子または養子の氏名を受領証等に記載することができます。
9	通称名を使用することはできますか。
	<p>通称名で宣誓することができます。受領証等には通称名を記載します（戸籍名の併記も可能です）。</p> <p>なお、宣誓書の提出の際、通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かるもの（社員証、学生証、診察券、郵便物、名刺等）をご用意ください。</p>

No.	Q & A
10	パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか。
	<p>パートナーシップ宣誓書の提出や、受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。</p>
11	宣誓書の記入は代筆でも対応は可能ですか。
	<p>障がいをお持ちの方や手の怪我など、文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができる場合は、代筆でも可能です。</p>
12	パートナーシップ受領証等はその場でもらえますか。
	<p>宣誓の受理から受領証等の交付までに1時間程度かかる場合がありますが、基本的には即日で交付します。ただし、宣誓要件の確認に時間を要する場合は、後日交付する場合があります。</p>
13	受領証等を再交付してもらうことはできますか。
	<p>受領証等を紛失または汚してしまった場合は、厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出いただくことで再交付することができます。</p> <p>なお、紛失以外の場合は、当該申請書に受領証等を添付してください。</p>
14	受領証等の氏名や通称名を変更することはできますか。
	<p>受領証等の氏名や通称名を変更する場合は、厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書、受領証等と変更内容を証明する書類（戸籍個人事項証明書、住民票の写し、社員証、学生証、診察券、郵便物、名刺等）を提出してください。</p> <p>記載内容の変更を確認した後、受領証等を交付します。</p>

No.	Q & A
15	パートナーが死亡した場合などは受領証等を返還する必要がありますか。
	パートナーが死亡した場合やパートナーを解消した場合は、厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に交付済の受領証等を添えて提出してください。
16	受領証等に有効期限はありますか。
	有効期限はありません。ただし、受領証等の記載内容の変更やパートナーが死亡した場合などは所定の手続きが必要となります。
17	受領証等はどこで利用できますか。
	<p>厚岸町パートナーシップ宣誓制度は、町の内部的事項を規定する「訓令」に基づいて行われるもので、婚姻と同様の法的効果は生じません。しかし、これまでの暮らしにくさの解消のために、受領証等を提示することで様々な行政サービスが利用できるよう制度の拡充に努めています。</p> <p>また、町民の皆さんに対しても、制度の周知とともに性の多様性についての啓発を進めていきます。</p>
18	宣誓することによるメリットはありますか。
	お二人の宣誓書を町が受領した証明書の交付による安心感、行政・民間サービスをご利用になる際、お二人のパートナーシップやお子さんとの関係性を証明しやすくなるのがメリットとして挙げられます。
19	厚岸町外に転出するときはどうしたらよいですか。
	<p>町外に転出する場合は、厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に交付済の受領証等を添えて提出してください。</p> <p>一方で、連携協定自治体に転出し、パートナーシップの宣誓の継続を希望する場合は、当該連携協定自治体に継続申告書と転出地自治体で交付された受領証等を添えて提出することで、簡易な手続で宣誓を継続することができます。</p>

No.	Q & A
20	両親や友人にもカミングアウトしていませんが宣誓できますか。
	<p>周囲の人にカミングアウトしていなくても宣誓することができます。</p> <p>来庁して手続される場合は、宣誓者の希望に応じてプライバシーに配慮して個室で対応することもできますので、お気軽にご相談ください。</p>
21	事実婚をしていても宣誓することができますか。
	<p>事実婚の方については、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、問題等とは状況が異なるものと考えています。</p> <p>本制度については、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティの方の人権尊重の観点から導入しているものであるため、対象者は一方又は双方が性的マイノリティの方に限定し、事実婚の方は対象となりません。</p>
22	外国籍の方でもパートナーシップの宣誓をできますか。
	<p>外国籍の方も、町内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。</p> <p>ただし、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など、独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。</p>
23	なりすましや偽造等の悪用されることはないでしょうか。
	<p>宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍個人事項証明書、独身証明書等）の提出と、本人確認を行うための身分証明書の提出を求めことでなりすまし等の悪用を防止することとしています。</p>
24	制度の利用に際してプライバシーは確保されますか。
	<p>提出された書類や記載されている内容等については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に町で取り扱うこととしています。</p> <p>また、宣誓の対応については、宣誓者から要望があった際は個室で対応することもできます。</p>

【問い合わせ先】

●厚岸町パートナーシップ宣誓制度全般に関すること

担当：総務課総務係

電話：0153-52-3131（代表電話）

電子メールアドレス：soumu@akkeshi-town.jp

●厚岸町パートナーシップ宣誓制度に関する手続に関すること

担当：町民課窓口サービス係

電話：0153-52-3131（代表電話）

電子メールアドレス：choumin@akkeshi-town.jp